

Q & A 【平成 30 年度トライアル実行支援事業】

<応募について>

Q 1. 応募できる取り組みはどのようなものですか？

A. 応募する商店街が実行する、商店街のビジョンやプランに沿った商店街活性化（来街者増等）に繋がる取り組みです。

Q 2. イベントを実施したいのですが、応募できますか？

A. イベント自体が目的ではなく、例えば、日常的な活性化に繋がる取り組みを紹介するようなイベントであることが必要です。

Q 3. 商店街のホームページを立ち上げたいのですが、応募できますか？

A. ホームページを含め、有形無形に関わらず資産として計上されるものは、委託金として支払うことができません。ただし、商店街の自己負担で立ち上げたホームページを活用した活性化への取り組みについては、委託金の対象となり得ます。

Q 4. 複数の商店街でも申し込むことができますか？

A. 複数の商店街が連名で申し込むことも可能です。その他、原則として独自の年間予算をもって活動している等の場合には連合会でも申し込みが可能です。

Q 5. 商店街が責任をもって N P O 法人等の外部団体に実施させる取り組みでは申し込むことが可能ですか？

A. 特定の事業者（団体等を含む）に取り組みを任せてしまうような内容は認められません。商店街が実行の中心となり、外部団体が連携する取り組みである必要があります。

<費用について>

Q 6. 委託費はいくらまでもらえますか？

A. 最大で 75 万円（税込）までです。ただし、商店街の年間予算がこれを下回る場合は、年間予算までとなります。

Q 7. 商店街側で費用の負担はありますか？

A. 原則としてありません。ただし、会議等で必要となる会議室使用料や文房具、用紙等の消耗品等、トライアル実行に直接関係しない費用は負担いただけます。

<その他事業について>

Q 8. 評価指標および評価方法にはどのようなものを設定するのか決まりはありますか？

A. 商店街の活性化に近づいたと判断できる来街者の反応や評価を数値等で表したものであり、それらを測定するための方法であれば特に決まりはありません。商店街が取り組みの中で実行する目標（チラシを●●枚配った等）は当てはまりません。

Q 9. 「実施計画コース」は何のためにあるのですか？

A. 商店街から申請のあった企画を基に、委託契約を結ぶ際に必要となる実施計画書作成を支援するためです。本コースを通して様々な問題や課題を洗い出して計画書を作成することで、より確実なトライアルの実行に繋がります。

Q 10. 派遣される専門家（支援パートナー）の役割は何ですか？

A. 実施計画コースにおいては、委託契約を結ぶ際に必要となる実施計画書の作成を支援します。実行コースにおいては、計画書通りに実行していることを確認・アドバイスするとともに、成果物となる報告書とりまとめを支援します。

Q 11. 派遣の回数に幅があるのはどうしてですか？

A. 申請のあった企画あるいは実施計画の進捗状況に応じて短縮して、もしくは手厚く支援するためです。

<日程について>

Q 12. いつまでに終わらせなければいけませんか？

A. 大きく3つの期限があります。

トライアルの実行※1	平成31年2月15日まで
専門家（支援パートナー）の派遣	平成31年2月28日まで
報告書や経費書類の提出※2	平成31年3月8日まで

※1 委託契約期間と同期間となります

※2 事前確認を終えた完成版の提出期限となります

Q 13. 実行を翌年度に繰り越せますか？

A. 実施計画コースを終了した状態であれば、実行コースを翌年度へ繰り越すことが可能です。各コース途中での繰り越しはできません。

Q 14. 募集はいつ行われますか？

A. 概ね11月頃までの毎月月初めから中旬頃まで募集します。月により日程が異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

Q 15. 実行する予定時期に対してどれくらい前に応募しないといけないですか？

A. 申請する企画や計画の進捗状況にもよりますが、企画申請からでは、3、4ヶ月程度前、実行申請からでは、概ね2ヶ月前を目安として下さい。あくまでも目安ですので、事前に支援センターにご相談されることをお勧めします。